

# 「焼津市自治基本条例・はじめの一步案」

平成 24 年 6 月

焼津市自治基本条例検討市民会議

## 1 今なぜ、「自治基本条例」が必要なのか

自治の原点は、市民一人ひとりが等しく尊重され、安心して暮らせる社会をつくることです。いま改めて、この当たり前のことが問われています。

### ○必要な理由①：地方分権

～今までのような国・県にお任せの仕組みではもたなくなってしまうので、焼津市の自治のやり方は焼津市の人達が考えなければならなくなった。（焼津の特色を生かした活気のあるまちづくり、市民・議会・行政の意識改革、より良いまちづくりのための仕組みづくり、情報の共有）

### ○必要な理由②：人口減少と少子高齢化

～今後急激に人口は減り、高齢化が進む。その中で、子や孫の世代が幸せに暮らせる社会を渡していかなければならない。（市税収入の減・社会保障費の増で市財政の硬直化⇒今までのサービス提供ができなくなる ⇒ 市民協働が必要となる⇒ルールが必要となる）

### ○必要な理由③：東日本大震災

～震災は様々なことを考えさせてくれた。もし大災害があっても被害を最小限にできるまちにしていかなければならない。（災害に強いまちづくり⇒安心して住み続けることができるまちづくり、世代を超えた人と人のつながり・コミュニティの充実、市民・議会・行政のつながり）



★自分たちのことは自分たちで決めて（自己決定）、決めたことに責任を持つ（自己責任）

★自分たちのまちの身近な課題を自分たちで解決していこう！

★人は一人では生きていけない。生活する住民自らが住民中心の社会を創っていこう！  
⇒ 次の時代を切り拓く、まちのルールが必要

## 2 私達が目指すまちの姿

- ① 世代を超えた人と人、市民・議会・行政の「つながり」（連携・協働）のあるまち
- ② コミュニティが進化・活性化し、満足度（幸福度）が高いまち
- ③ 焼津の自然や文化を愛し（Love焼津）、平和を尊ぶ、誇れるまち（誰もが訪れたくなるまち）
- ④ 安心して暮らし続けることができるまち
- ⑤ 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまち
- ⑥ 市民・議会・行政のお互いの活動が見えるように情報の共有化ができるまち
- ⑦ 焼津市の豊かな資源（海・山・川・港など）や産業を生かした活気のあるまち
- ⑧ 近隣のまちや、県、国、海外の国々と力を合わせ交流するまち

これらを目指して、「オール焼津」（市民、企業、議会、市役所等みんなで）で進むまち

### 3 ルールとして何を盛り込むか

#### 市民のあり方

市民の範囲（市民とは誰なのか？）、市民の権利、市民の役割・責務

#### 議会・議員のあり方・仕事ぶり

議会の役割、議会の活動、議会の責務、議員、条例に沿った議会のしくみづくり  
と規則等の整合

#### 行政のあり方・仕事ぶり

行政とは（私たちが考える定義）、行動原理・原則、運営のあり方、情報提供・  
情報共有のあり方、組織のあり方、財政のあり方、職員、施設、市民との協働の原  
則としくみ

#### まちづくり（自治）の考え方・進め方と仕組み

地域・コミュニティ、協働・参加・集う場、情報公開の仕組み、評価、住民投  
票、安全・安心なまちづくり、子ども支援・育成、子育て支援、人にやさしい、  
まちづくり、『焼津 Love、焼津ブランドの創造、平和の発信によるまちづくり、  
幸福度を高めるまち、広域行政、焼津の独自性

#### 条例を活かすための仕組み

実効性の確保のしくみ、運用上の留意点、見直しの手続き